

奈良県における蚊媒介感染症対策 H27.7月

県は、国の「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」（H27.4.28策定）に基づき、県内での蚊媒介感染症患者の発生時等に、迅速に対応し、まん延を防止することを目的に、関係者と連携し、必要に応じ、下記について取り組むものとする。

平常時の予防対策

平常時から蚊媒介感染症についての情報収集を進め、県民や医療関係者等へ予防方法の普及啓発や知識、技術を有する関係者の養成に努めるとともに、蚊媒介感染症の発生に関するリスク評価を行う。

1 予防方法の普及啓発

①県民等への普及啓発

- ・県ホームページや県広報誌「県民だより」、電光掲示板、新聞など、様々な媒体を活用し、媒介蚊の発生予防や防蚊対策を啓発。
- ・蚊媒介感染症の国内への持ち込みを予防するため、特に海外に渡航する者に対して、海外での発生情報や防蚊、予防接種等の予防対策、また、帰国後の発熱等での医療機関受診時の注意喚起を実施。
- ・啓発チラシを作成し、市町村等へ配布。
- ・観光客や海外からの旅行者に対する注意喚起となる情報発信。

②医療関係者に対する普及啓発

- ・医療関係者に対し、蚊媒介感染症の国内外での発生状況をはじめ、疫学、診断治療等に関する知見について積極的に情報提供する。

③人材の養成

- ・蚊媒介感染症や媒介蚊に関する知識、また、媒介蚊の捕集、調査、駆除等の技術などを有する県や市町村職員の養成に努める。
- ・蚊媒介感染症に関する医療に関する専門的知識を有する医療関係者の養成に努める。

2 蚊についてのリスク評価

①リスク地点の選定

- ・県内で、海外からの訪問者数が多く、かつ蚊の生息に適した場所が存在する地点からリスク地点を選定。

②リスク地点での蚊の定点モニタリング等

- ・市町村と連携、協力し、施設等の管理者等の協力を得て、定点を定め、媒介蚊の発生状況の継続的な観測（定点モニタリング）、媒介蚊の幼虫発生源対策、施設訪問客への注意喚起等の対応を行う。

県内発生時の対策

県内蚊媒介感染症例の発生が認められた場合には、感染の原因特定のための発生動向調査を実施するとともに、国及び発生市町村との情報共有や県民への注意喚起、積極的疫学調査等を実施するなど、感染のまん延防止策に努める。

1 発生動向の調査

①検査等の実施

- ・国内発生時に、県内発生に備え、「抗原検査」のためのキットを配備するなど、検査実施体制を構築しておく。
- ・必要に応じて、提出された検体について、病原体の「遺伝子検査（PCR）」を実施する。
- ・国と連携し、病原体の血清型等を解析し、病原体の遺伝子配列の解析を行うことにより、感染経路の究明等に努める。
- ・病原体の遺伝子検査等を実施した場合、その結果を速やかに国に報告。
- ・医師による蚊媒介感染症の診断がなされ、届出があった後においても、必要に応じ、医師等医療関係者に「遺伝子検査」のための、患者の検体等の提出を依頼する。

2 感染のまん延防止対策

①情報の共有及び注意喚起

- ・患者が発生した場合、県、国及び発生した市町村との間で、迅速に情報を共有し、国と連携しながら必要に応じ、県民への注意喚起を実施する。

②積極的疫学調査の実施及び推定感染地への対応

- ・県内感染症例に対して積極的疫学調査を実施。
- ・蚊媒介感染症に罹患したと推定される場所（以下「推定感染地」）に関する情報を収集する。
- ・必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施。
- ・他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供し、連携を取りつつ、対策を講じる。

③蚊の駆除の指示

- ・推定感染地における蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地の状況から、蚊媒介感染症の感染拡大の可能性があると判断した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づき、施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行う。

*具体的な対応については、国の指導のもと、「 Dengue 熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き」（平成27年4月28日厚生労働省）により対応。

*「奈良県における蚊媒介感染症対策」については、「奈良県感染症委員会」の意見を参考に作成。